

省令案

現行省令

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 登録（第三条―第十一条）

第三章 技術基準

第一節 通則（第十二条）

第二節 衛星役務利用放送（第十三条―第十五条）

第三節 有線役務利用放送（略）

第四章 業務（第三十条―第三十五条の八）

第五章 雑則（第三十六条―第四十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百三十六条第一項の規定に基づき、一一・二GHzを超え一一・七五GHz以下の周波数の電波を使用する人工衛星に開設する無線局を用いて行う一般放送の業務に用いられる電気通信設備（以下「衛星一般放送設備」という。）に適用される衛星一般放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を定めることを目的とする。

（目的）

第一条 この規則は、電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号。以下「法」という。）の規定を施行するために必要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

【削除】

(定義)

第二条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一〇二十五 (略)

第二章 【略】

第三章 技術基準

第一節 通則

(根拠)

第十二条 法第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準は、この章の定めるところによる。

第二節 衛星役務利用放送

(適用の範囲)

第十三条 この節の規定は、衛星役務利用放送設備に適用があるものとする。

【削除】

【削除】

(送信の方式)

第三条 送信の方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならぬ。

- 一 超短波放送に関する送信の標準方式（平成●年総務省令第●号）第九号から第十二号まで及び第十五号並びに標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成●年総務省令第●号）第十八号第二項及び第三項、第十九号第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項（第一号を除く。）並びに超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成●年総務省令第●号）第三号及び第四条に規定する方式であること。この場合において、次の表の第一欄に掲げる省令については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                  |         |   |   |
|------------------|---------|---|---|
| 第一欄              | 第二欄     | 第三欄   | 第四欄   |
| 超短波放送に関する送信の標準方式 | 第十二条第二項 | 疑似乱数符号重畳方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成●年総務省令第●号） | 疑似乱数符号重畳方式（量子化された音声信号の標準値の符号系列に疑似乱数符号系列を重畳する方式をいう。） |

(送信の方式)

第十四条 送信の方式は、次の各号に掲げるもののいずれかでなければならぬ。

- 一 超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）第七号から第十号まで及び第十三号並びに標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号）第十五号第二項及び第三項、第十六条第一項から第三項まで、第十七条第一項及び第二項並びに第十八号第一項（第一号を除く。）並びに超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成七年郵政省令第十七号）第二号及び第三条に規定する方式であること。この場合において、次の表の第一欄に掲げる省令については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                  |        |   |   |
|------------------|--------|---|---|
| 第一欄              | 第二欄    | 第三欄   | 第四欄   |
| 超短波放送に関する送信の標準方式 | 第十条第二項 | 疑似乱数符号重畳方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第●号） | 疑似乱数符号重畳方式（量子化された音声信号の標準値の符号系列に疑似乱数符号系列を重畳する方式をいう。） |

|  |  |
|--|--|
| <p>●号) 第二十条第一項第二号に規定する疑似乱数符号重畳方式をいう。)</p>  | <p>スクランブル(標準テレビジョン)放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第二十一条第一項第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。)</p> |
| <p>スクランブル(国内受信者が設置する受信装置によらなければならない)が設置する受信することができるようにするために、信号波を電氣的にかくはんすること</p> | <p>スクランブル(国内受信者が設置する受信装置によらなければならない)が設置する受信することができるようにするために、信号波を電氣的にかくはんすること</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>三十六号) 第十八条第一項第二号に規定する疑似乱数符号重畳方式をいう。)</p> | <p>スクランブル(標準テレビジョン)放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第十八条第一項第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。)</p> |
| <p>スクランブル</p>                               | <p>スクランブル</p>   |

|  |                     |   |  |
|--|---------------------|---|--|
|  |                     |   |  |
|  |                     | 第十五条  |  |
| この省令の音声信号に関する規定（第五条第一項及びスクランブルに係る音声信号） | 超短波放送により緊急警報信号を送る場合 | 関係情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関係情報を含む。） | 関係情報（国内受信者が有料放送の役割の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報を含む。） |
| （平成●年総務省令第●号）                          | 緊急警報信号を送る場合         | （平成●年総務省令第●号）   | （平成●年総務省令第●号）  |

|  |                     |  |  |
|--|---------------------|--|--|
|  |                     |  |  |
|  |                     | 第十三条   |  |
| この省令の音声信号に関する規定（第四条第一項及びスクランブルに係る音声信号） | 超短波放送により緊急警報信号を送る場合 | 関係情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第十八条第一項第三号に規定する関係情報を含む。） | 関係情報（国内受信者が有料放送の役割の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報を含む。） |
| （平成●年総務省令第●号）                          | 緊急警報信号を送る場合         | （平成●年総務省令第●号）  | （平成●年総務省令第●号）  |

|      |                                   |                                  |  |
|------|-----------------------------------|----------------------------------|--|
|      | 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式 |                                  |  |
| 【削除】 |                                   | 第十八条第二項                          |  |
| 【削除】 |                                   | フレーム行列への符号の書き込み                  | 号に関する規定を除く。）   |
| 【削除】 |                                   | フレーム行列（三十二行六十四列の行列をいう。）への符号の書き込み | 一項において適用するこの省令及び標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成●●年総務省令第●●号）の音声信号に関する規定（スクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。） |

|        |                                   |                                  |  |
|--------|-----------------------------------|----------------------------------|--|
|        | 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式 |                                  |  |
| 第十八条第一 |                                   | 第十五条第二項                          |  |
| 有料放送（放 |                                   | フレーム行列への符号の書き込み                  | 号に関する規定を除く。）   |
| 有料放送   |                                   | フレーム行列（三十二行六十四列の行列をいう。）への符号の書き込み | 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号）の音声信号に関する規定（スクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。） |

|  |   |
|--|---|
|  | 超短波デー<br>タ多重放送<br>に関する送<br>信の標準方<br>式   |
| 項  | 第三条   |
| 送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の四第一項に規定する有料放送をいう。以下同じ。）                                  | 超短波放送の<br>関連情報（標<br>準テレビジ<br>ョン放送（デ<br>ジタル放送を<br>除く。）に関<br>する送信の標<br>準方式（平成<br>元年総務省令<br>第●号。以下<br>「標準テレビ<br>ジョン放送の<br>標準方式」と<br>いう。）第二<br>十一条第一項<br>第三号に規定<br>する関連情報 |
| 関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報を含む。） | 超短波放送の<br>関連情報（内<br>受信者が有<br>料放送の役<br>務の提供を<br>受け、又は<br>その対価と<br>して有料放<br>送事業者が<br>料金を徴収<br>するために<br>必要な情<br>報及びその<br>他総務大臣<br>が別に告示<br>する情報<br>を含む。）                 |

|  |   |
|--|---|
|  | 超短波デー<br>タ多重放送<br>に関する送<br>信の標準方<br>式   |
| 項  | 第三条   |
| 送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の四第一項に規定する有料放送をいう。以下同じ。）                                  | 超短波放送の<br>関連情報（標<br>準テレビジ<br>ョン放送（デ<br>ジタル放送を<br>除く。）に関<br>する送信の標<br>準方式第十八<br>条第一項第三<br>号に規定する<br>関連情報を<br>含む。）                                      |
| 関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報を含む。） | 超短波放送の<br>関連情報（内<br>受信者が有<br>料放送の役<br>務の提供を<br>受け、又は<br>その対価と<br>して有料放<br>送事業者が<br>料金を徴収<br>するために<br>必要な情<br>報及びその<br>他総務大臣<br>が別に告示<br>する情報<br>を含む。） |

|     |  |       |      |
|-----|--|-------|------|
|     |  |       |      |
|     | 【削除】   |       |      |
| 第四条 | スクランブル<br>（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電气的にかくはんすることを用い。以下同じ。）                   | をいう。） | 【削除】 |
|     | スクランブル<br>（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために又は放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにする） |       | 【削除】 |

|  |   |   |      |
|--|---|---|------|
|  |   |   |      |
|  | 第三条   |   |      |
|  | スクランブル<br>（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電气的にかくはんす | 有料放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の四第一項に規定する有料放送をいう。以下同じ。） | 有料放送 |
|  | スクランブル  |   |      |



ために、信号  
波を電氣的に  
かくはんする  
ことをいう。  
（以下同じ。）

二 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成●年総務省令第●号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第三条から第八条まで、第二十三条第二項から第四項まで及び第六十九条から第七十四条までに規定する方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第二十三条、第六十九条、第七十四条及び第七十九条から第八十一条までに規定する方式（以下「高度狭帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないよう

ることをい  
う。以下同  
じ。）

二 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第三条から第八条まで、第二十一条第二項から第四項まで及び第三十八条から第四十三条までに規定する方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）又は同令第三条から第八条まで、第二十一条、第三十八条、第四十三条及び第四十八条から第五十条までに規定する方式（以下「高度狭帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、同令第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な

にするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」と、デジタル放送の標準方式第二十三条第二項中「輝度信号及び色差信号の標本値」とあるのは「被写体の輝度を表す信号（以下「輝度信号」という。）並びに被写体の色相及び彩度を表す信号（以下「色差信号」という。）の標本値」と、デジタル放送の標準方式第七十四条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第二号において適用するこの省令」と読み替えるものとする。

三 デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十七条、第二十三条及び第五十一条から第五十五条までに規定する方式（以下「広帯域伝送方式」という。）又はデジタル放送の標準方式第三条、第四条第二項、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第十七条、第三十条第一項、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星一般放送を行う一般放送事業者

情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。」と、同令第二十一条第二項中「輝度信号及び色差信号の標本値」とあるのは「被写体の輝度を表す信号（以下「輝度信号」という。）並びに被写体の色相及び彩度を表す信号（以下「色差信号」という。）の標本値」と、同令第四十三条中「この節」とあるのは「電気通信役務利用放送法施行規則第十四条第二号において適用するこの省令」と読み替えるものとする。

三 デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十六条、第二十一条及び第三十条から第三十四条までに規定する方式（以下「広帯域伝送方式」という。）又は同令第三条、第四条第二項、第五条、第六条、第七条第一項から第三項まで、第八条、第十六条、第二十二条の七第一項、第三十条、第三十五条の三から第三十五条の六まで、第三十五条の七第一項及び第二項、第三十五条の八、第三十五条の九並びに第三十五条の十第一項に規定する方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）であること。この場合において、同令第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として有料放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送

が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。」と、デジタル放送の標準方式第五十三条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第三号において適用するこの省令第五章第二節」と、デジタル放送の標準方式第六十条中「この節」とあるのは「衛星一般放送に関する送信の標準方式第三条第三号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

(許容偏差等)

第四条 前条第一号の送信の方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 搬送波を変調する各軸の信号の伝送速度は、超短波放送に関する送信の標準方式第十条第四項に規定する値から毎秒(十)六〇ビットを超える偏差を生じないこと。
- 二 多重フレーム行列(超短波放送に関する送信の標準方式第九条第二項に規定するフレームをいう。)の伝送速度は、超短波放送に関する送信の標準方式第十一条第五項に規定する値から毎秒(十)一〇ビットを超える偏差を生じないこと。
- 三 搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性の許容範囲は、別図第一に示すところによること。

四 総合周波数特性は、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの周波数の音声信号を伝送したとき、その特性曲線が別図第二に示す音声信号のプレエンファシスを行う場合の五〇マイクロ

事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。」と、同令第三十二条中「この節」とあるのは「電気通信役務利用放送法施行規則第十四条第三号において適用するこの省令第五章第二節」と、同令第三十五条の五中「この節」とあるのは「電気通信役務利用放送法施行規則第十四条第三号において適用するこの省令第五章第三節」と読み替えるものとする。

(許容偏差等)

第十五条 前条第一号の送信の方式による衛星役務利用放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 搬送波を変調する各軸の信号の伝送速度は、超短波放送に関する送信の標準方式第八条第四項に規定する値から毎秒(十)六〇ビットを超える偏差を生じないこと。
- 二 多重フレーム行列(超短波放送に関する送信の標準方式第九条第二項に規定するフレームをいう。)の伝送速度は、超短波放送に関する送信の標準方式第九条第五項に規定する値から毎秒(十)一〇ビットを超える偏差を生じないこと。
- 三 (同上)

四 (同上)

秒分の一に零点及び一五マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表される周波数特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあること。

五 総合歪率は、次の表の上欄に掲げる周波数の音声信号の最大値（伝送可能な音声信号の最大振幅の値をいう。次号において同じ。）を伝送したとき、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

| 変調周波数                  | 総合歪率   |
|------------------------|--------|
| 五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇ヘルツ未満     | 二パーセント |
| 一〇、〇〇〇ヘルツ以上一五、〇〇〇ヘルツ未満 | 三パーセント |

六 信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの周波数の音声信号の最大値を伝送したとき、五五デシベル以上であること。

七 前二号の規定を適用する場合は、一五マイクロ秒分の一に零点及び五〇マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表される周波数特性の回路によりディエンファシスを行うものとする。

2 前条第二号の送信の方式のうち、狭帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。

五 (同上)

(同上)

六 (同上)

七 (同上)

2 前条第二号の送信の方式のうち、狭帯域伝送方式による衛星業務利用放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 (同上)

- 二 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。
  - 三 搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から、(H) 百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
  - 四 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第五に示すところによること。
  - 五 アパーチャ補正は、別図第六に示すものであること。
- 3 前条第三号の送信の方式のうち、広帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
    - 一 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第三に示すところによること。
    - 二 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四に示すところによること。
    - 三 搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から、(H) 百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
    - 四 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第五に示すところによること。
    - 五 アパーチャ補正は、別図第七に示すものであること。
  - 4 前条第二号の送信の方式のうち、高度狭帯域伝送方式による衛星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
    - 一 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第一

- 二 (同上)
  - 三 搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第三十九条第二項に規定する値から、(H) 百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
  - 四 (同上)
  - 五 (同上)
- 3 前条第三号の送信の方式のうち、広帯域伝送方式による衛星役務利用放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
    - 一 (同上)
    - 二 (同上)
    - 三 搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第三十一条第三項に規定する値から、(H) 百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
    - 四 (同上)
    - 五 (同上)
  - 4 前条第二号の送信の方式のうち、高度狭帯域伝送方式による衛星役務利用放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
    - 一 (同上)

三に示すところによること。

二 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別  
図第四に示すところによること。

三 搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方  
式第七十九条第二項に規定する値から、(H) 百万分の二十を  
超える偏差を生じないこと。

四 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第八に示すと  
ころによること。

五 アパーチャ補正は、別図第九に示すものであること。

5 前条第三号の送信の方式のうち、高度広帯域伝送方式による衛  
星一般放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなけれ  
ばならない。

一 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第  
三に示すところによること。

二 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別  
図第四に示すところによること。

三 搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方  
式第五十九条第三項に規定する値から (H) 百万分の二十を超  
える偏差を生じないこと。

四 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第十に示すと  
ころによること。

五 アパーチャ補正は、別図第十一に示すものであること。

二 (同上)

三 搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方  
式第四十八条第二項に規定する値から、(H) 百万分の二十を  
超える偏差を生じないこと。

四 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第五の二に示  
すところによること。

五 アパーチャ補正は、別図第六の二に示すものであること。

5 前条第三号の送信の方式のうち、高度広帯域伝送方式による衛  
星業務利用放送設備は、次の各号のいずれにも適合するものでな  
ければならない。

一 (同上)

二 (同上)

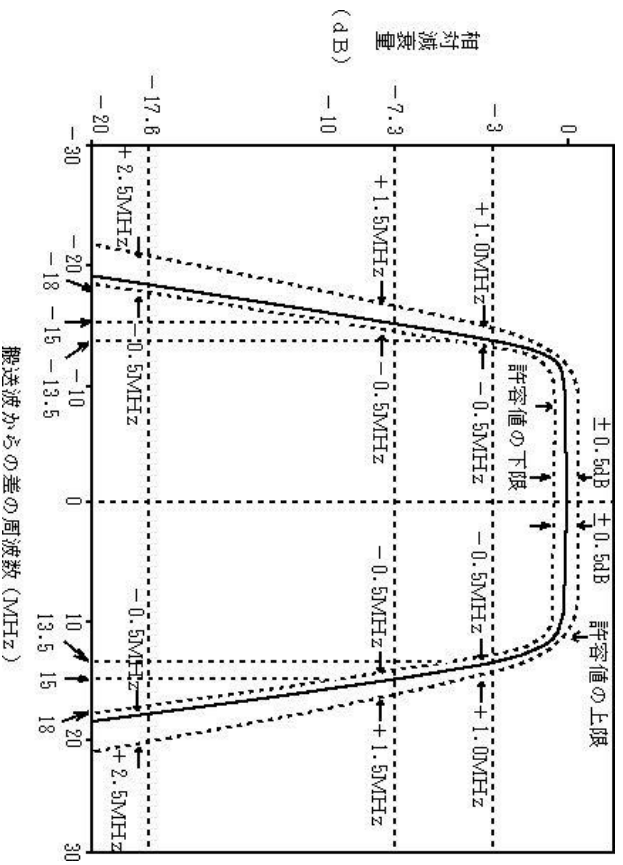
三 搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方  
式第三十五条の四第三項に規定する値から (H) 百万分の二十  
を超える偏差を生じないこと。

四 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、別図第五の三に示  
すところによること。

五 アパーチャ補正は、別図第七の二に示すものであること。

【以下略】

別図第一 ろ波器の周波数特性 (第6条第1項第3号関係)



- 注 1 相対減衰量は、搬送波周波数における振幅の自乗値を 0 デシベルとしたときの値 (単位dB) とする。
- 2 ろ波器の振幅の自乗の周波数特性は、 $\frac{1}{1+(\frac{f}{13.5})^{14}}$  (fは、MHzを単位とした搬送波周波数からの差の周波数) とする。

別図第二 音声信号のプレエンフリス特性 (第6条第1項第4号関係)

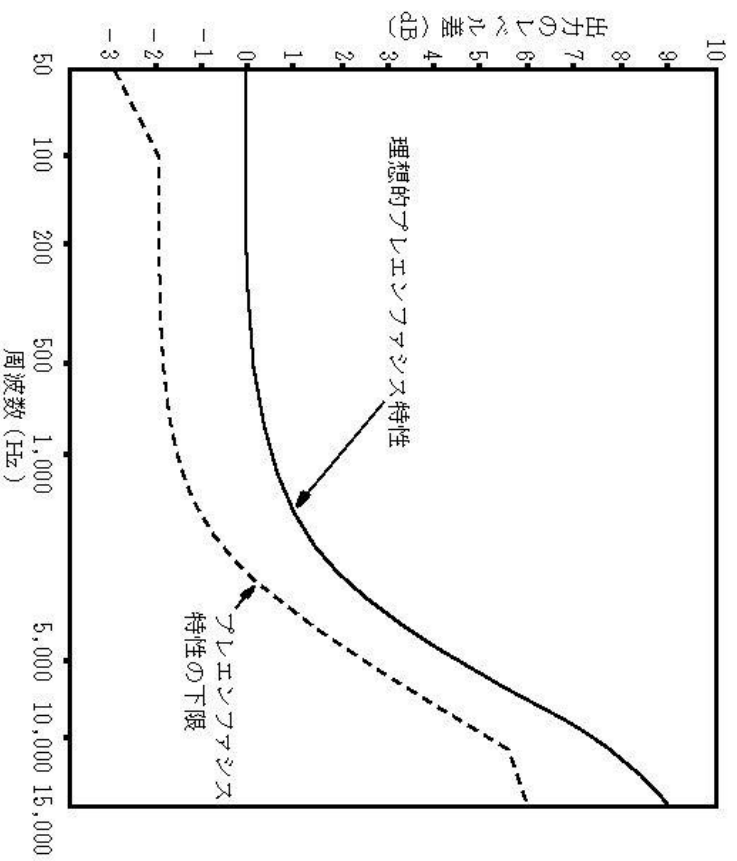
別図第一 ろ波器の周波数特性 (第15条第1項第3号関係)

(同上)

- 注 1 (同上)
- 2 (同上)

別図第二 音声信号のプレエンフリス特性 (第15条第1項第4号関係)

(同上)



別図第三 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲 (第6

条第2項第1号、第6条第3項第1号、第6条第4項第1

号及び第6条第5項第1号関係)

- 1 走査線数が525本であつて、走査方式が1本おき及び順次の場合の水平同期信号

(1) 水平同期信号の波形

(同上)

別図第三 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲 (第15

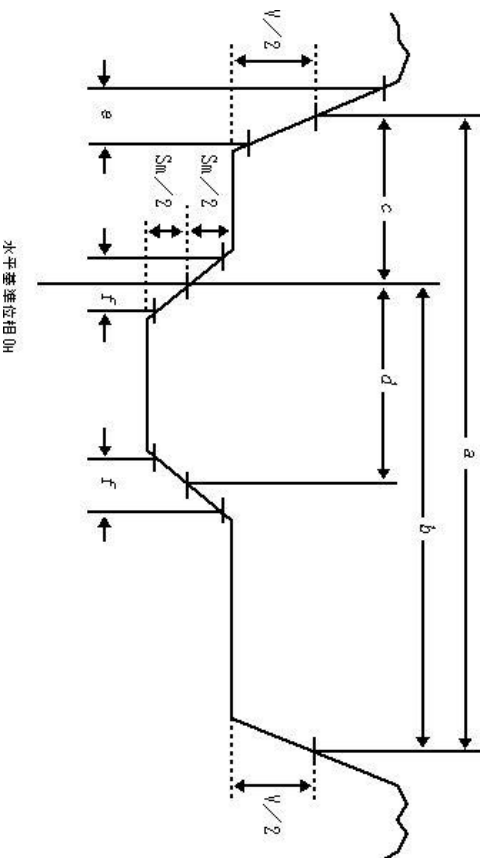
条第2項第1号、第15条第3項第1号、第15条第4項第1

号及び第15条第5項第1号関係)

- 1 走査線数が525本であつて、走査方式が1本おき及び順次の場合の水平同期信号

(1) (同上)





(2) 水平同期信号の許容範囲

| 記号 | 項目                     |                        | 許容範囲                  |    |
|----|------------------------|------------------------|-----------------------|----|
|    | 走査線数                   | 1本おき                   | 525本                  | 順次 |
| a  | 水平ブランキング期間 ( $\mu s$ ) | 10.70 + 0.30<br>- 0.20 | 5.35 + 0.15<br>- 0.10 |    |
| b  | 映像信号開始点 ( $\mu s$ )    | 9.20 + 0.20<br>- 0.10  | 4.60 + 0.10<br>- 0.05 |    |
| c  | 映像信号終了点 ( $\mu s$ )    | 1.50 ± 0.10            | 0.75 ± 0.05           |    |
| d  | 負極性パルス幅 ( $\mu s$ )    | 4.70 ± 0.10            | 2.35 ± 0.05           |    |
| e  | 水平ブランキング立ち下がり時間 (10~)  | 0.14 ± 0.02            | 0.07 ± 0.01           |    |

(同上)

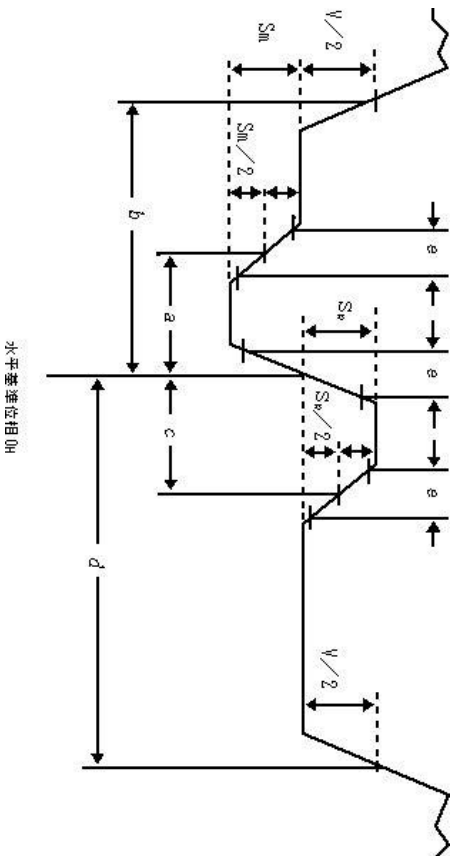
(2) (同上)

|    |   |           |           |
|----|---|-----------|-----------|
|    | 90%) ( $\mu$ s)                         |           |           |
| f  | 水平同期信号立ち下がり／立ち上がり時間 (10～90%) ( $\mu$ s) | 0.14±0.02 | 0.07±0.01 |
| Sm | 負極性パルス振幅 (mV)                           | 300±7.5   | 300±7.5   |

注 Vは映像信号の振幅を示し、700 (mV) である。

2 走査線数が750本であつて、走査方式が順次の場合の水平同期信号

号  
(1) 水平同期信号の波形



(2) 水平同期信号のレベルの許容範囲

| 記号 | 項目            | 許容範囲  |
|----|---------------|-------|
| Sm | 負極性パルス振幅 (mV) | 300±6 |

注 (同上)

2 走査線数が750本であつて、走査方式が順次の場合の水平同期信号

号  
(1) (同上)

(同上)

(2) (同上)

|    |               |         |
|----|---------------|---------|
| Sp | 正極性パルス振幅 (mV) | 300 ± 6 |
|----|---------------|---------|

(3) 水平同期信号の許容範囲

| 記号 | 項目                       | 許容範囲           |
|----|--------------------------|----------------|
| a  | 負極性パルス開始点 (T)            | 40 ± 3         |
| b  | 映像信号終了点 (T)              | 110 - 0<br>+ 6 |
| c  | 正極性パルス終了点 (T)            | 40 ± 3         |
| d  | 映像信号開始点 (T)              | 260 - 0<br>+ 6 |
| e  | パルス立ち上がり時間 / 立ち下がり時間 (T) | 4 ± 1.5        |

(3) (同上)

注 1 Tは基準クロック期間を示し、輝度信号標本化周波数の逆数である。

2 Vは映像信号の振幅を示し、700 (mV) である。

3 走査線数が1125本であつて、走査方式が1本おき及び順次の場合の水平同期信号

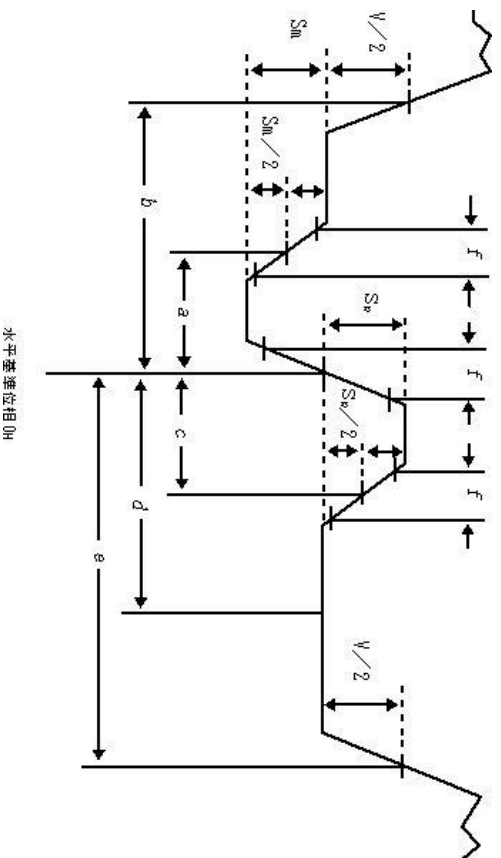
(1) 水平同期信号の波形

注 1 (同上)

2 (同上)

3 走査線数が1125本であつて、走査方式が1本おき及び順次の場合の水平同期信号

(1) (同上)



(同上)

(2) 水平同期信号のレベルの許容範囲

| 記号             | 項目            | 許容範囲    |
|----------------|---------------|---------|
| S <sub>m</sub> | 負極性パルス振幅 (mV) | 300 ± 6 |
| S <sub>p</sub> | 正極性パルス振幅 (mV) | 300 ± 6 |

(2) (同上)

(3) 水平同期信号の許容範囲

| 記号 | 項目            | 許容範囲           |
|----|---------------|----------------|
| a  | 負極性パルス開始点 (T) | 44 ± 3         |
| b  | 映像信号終了点 (T)   | 88 - 0<br>+ 6  |
| c  | 正極性パルス終了点 (T) | 44 ± 3         |
| d  | クランプ終了点 (T)   | 132 ± 3        |
| e  | 映像信号開始点 (T)   | 192 - 0<br>+ 6 |

(3) (同上)

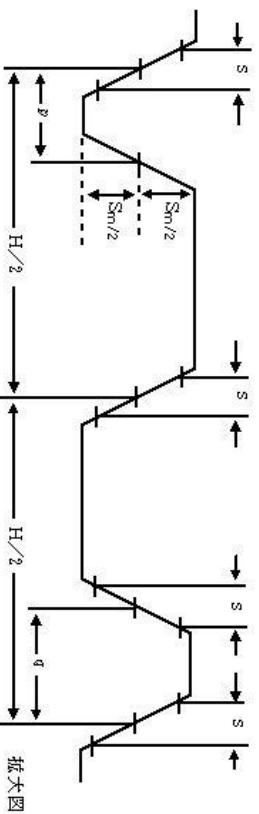
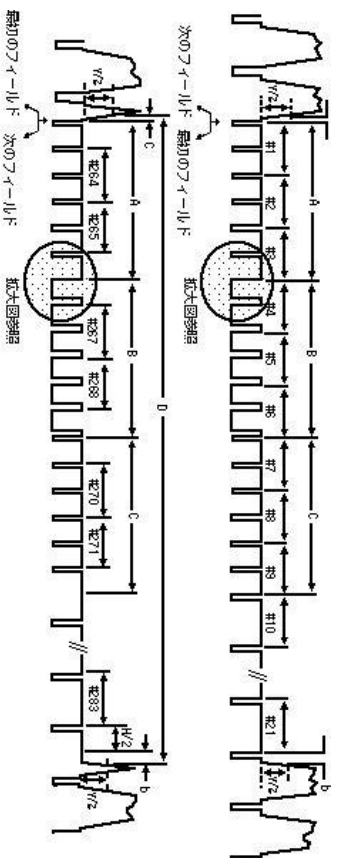
|   |                        |       |
|---|------------------------|-------|
| f | パルス立ち上がり時間／立ち下がり時間 (T) | 4±1.5 |
|---|------------------------|-------|

注 1 Tは基準クロック期間を示し、輝度信号標本化周波数の逆数である。

2 Vは映像信号の振幅を示し、700 (mV) である。

4 走査線数が525本であつて、走査方式が1本おきの場合の垂直同期信号

(1) 垂直同期信号の波形



(2) 垂直同期信号の許容範囲

注 1 (同上)

2 (同上)

4 走査線数が525本であつて、走査方式が1本おきの場合の垂直同期信号

(1) (同上)

(同上)

(2) (同上)

| 記号 | 項目   | 許容範囲                       |
|----|--|----------------------------|
| D  | 垂直ブランキング期間<br>( $\mu s$ )                            | 21H + 10.7 + 0.30<br>-0.20 |
| A  | 等化パルス期間 (H)  | 3 ± 0                      |
| B  | 垂直同期パルス期間<br>(H)                                     | 3 ± 0                      |
| C  | 等化パルス期間 (H)  | 3 ± 0                      |
| s  | 垂直同期パルスの立ち<br>上がり / 立ち下がり時<br>間 (10-90%) ( $\mu s$ ) | 0.14 ± 0.02                |
| p  | 等化パルス幅 ( $\mu s$ )                                   | 2.30 ± 0.10                |
| q  | 垂直セレーショソパル<br>ス幅 ( $\mu s$ )                         | 4.70 ± 0.10                |

注 1 Hは1 水平走査期間を示し、1001 / 15.75 ( $\mu s$ ) である。

2 a、b、c、Sm及びVは、1の(2)に示す値とする。

5 走査線数が525本であつて、走査方式が順次の場合の垂直同期信号号

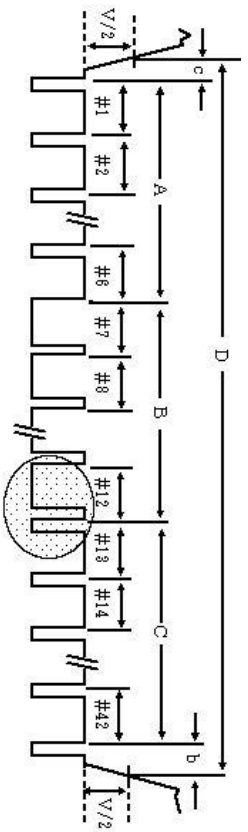
(1) 垂直同期信号の波形

注 1 (同上)

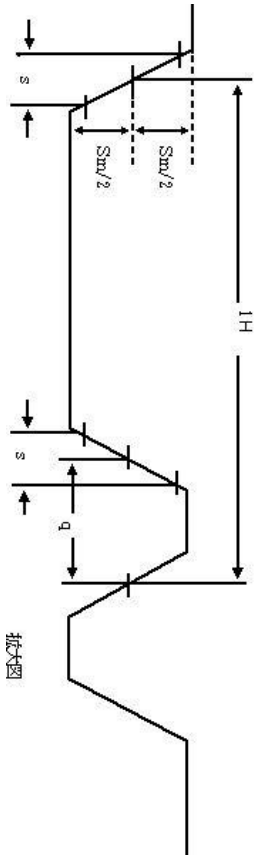
2 (同上)

5 走査線数が525本であつて、走査方式が順次の場合の垂直同期信号号

(1) (同上)



(同上)



(2) 垂直同期信号の許容範囲

| 記号 | 項目  | 許容範囲                           |
|----|---|--------------------------------|
| D  | 垂直ゾラソング期間<br>( $\mu s$ )                  | $42H + 5.35 + 0.15$<br>$-0.10$ |
| A  | 垂直ゾラソング期間の<br>開始点から<br>垂直同期パルスの開始点<br>(H) | $6 \pm 0$                      |
| B  | 垂直同期パルス期間<br>(H)                          | $6 \pm 0$                      |
| C  | 垂直同期パルスの終了点<br>から垂直                       | $30 \pm 0$                     |

(2) (同上)

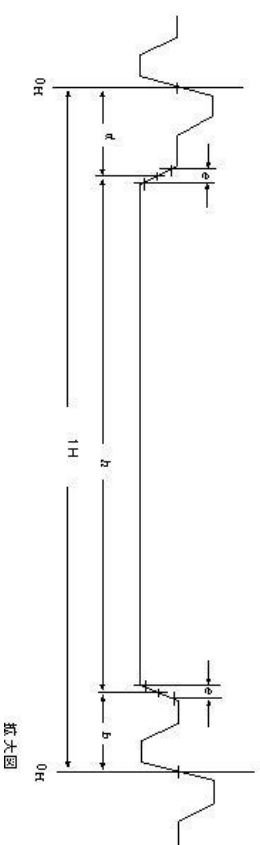
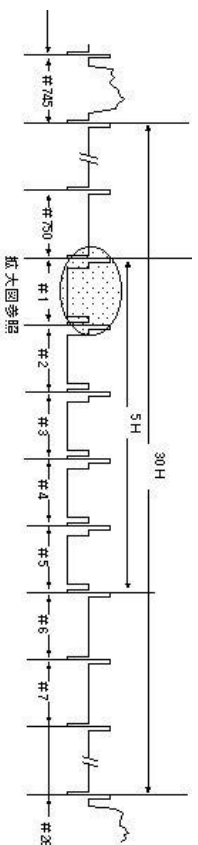
|   |   |           |
|---|---|-----------|
|   | ブランキング期間の終了点 (H)                          |           |
| s | 垂直同期パルスの立ち上がり／立ち下がり時間 (10—90%) ( $\mu$ s) | 0.07±0.01 |
| q | 垂直セレーションパルス幅 ( $\mu$ s)                   | 2.35±0.05 |

注 1 Hは1水平走査期間を示し、1001/31.5 ( $\mu$ s) である。

2 a、b、c、 $S_m$ 及びVは、1の(2)に示す値とする。

6 走査線数が750本であつて、走査方式が順次の場合の垂直同期信号

号 (1) 垂直同期信号の波形



注 1 (同上)

2 (同上)

6 走査線数が750本であつて、走査方式が順次の場合の垂直同期信号

号 (1) (同上)

(同上)



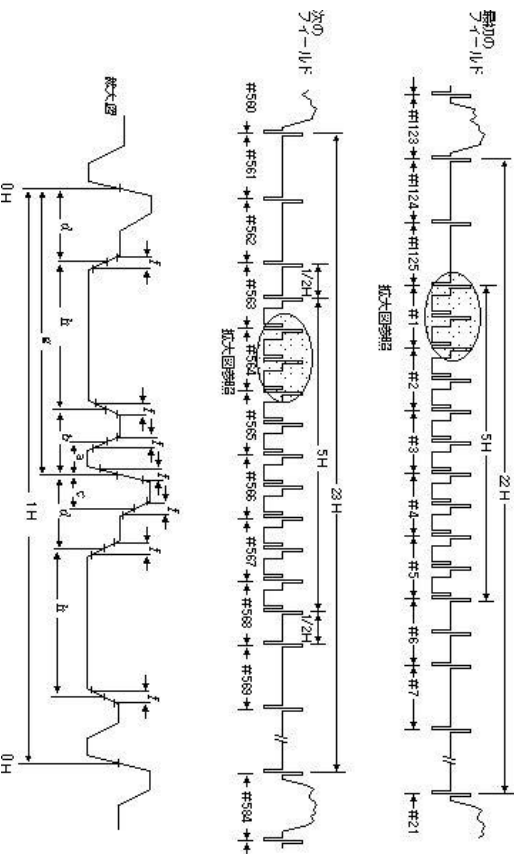
(2) 垂直同期信号の許容範囲

| 記号 | 項目           | 許容範囲          |
|----|--------------|---------------|
| H  | 1ライン期間 (T)   | 1650±0        |
| h  | 垂直同期パルス幅 (T) | 1280+0<br>-12 |

注 Tは基準クロック期間を示し、輝度信号標本化周波数の逆数である。

7 走査線数が1125本であって、走査方式が1本おきの場合の垂直同期信号

(1) 垂直同期信号の波形



(同上)

(2) (同上)

注 (同上)

7 走査線数が1125本であって、走査方式が1本おきの場合の垂直同期信号

(1) (同上)

(2) 垂直同期信号の許容範囲

| 記号 | 項目 | 許容範囲 |
|----|----|------|
|    |    |      |

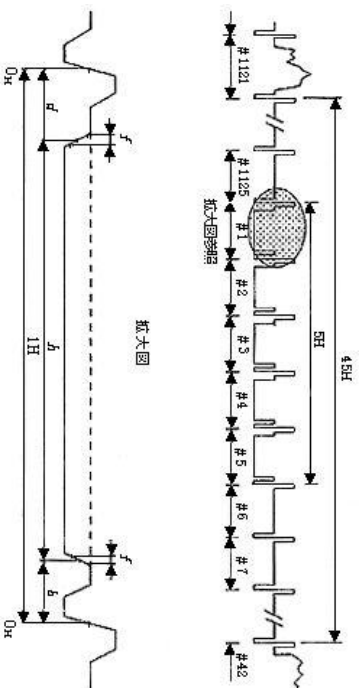
(2) (同上)

|   |              |          |
|---|--------------|----------|
| H | 1ライン期間 (T)   | 2200 ± 0 |
| g | 1/2ライン期間 (T) | 1100 ± 0 |
| h | 垂直同期パルス幅 (T) | 880 ± 3  |

注 Tは基準クロック期間を示し、輝度信号標本化周波数の逆数である。

8 走査線数が1125本であって、走査方式が順次の場合の垂直同期信号

(1) 垂直同期信号の波形



(2) 垂直同期信号の許容範囲

| 記号 | 項目           | 許容範囲     |
|----|--------------|----------|
| H  | 1ライン期間 (T)   | 2200 ± 0 |
| h  | 垂直同期パルス幅 (T) | 1980 ± 0 |

注 Tは基準クロック期間を示し、輝度信号標本化周波数の逆数である。

別図第四 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差

注 (同上)

8 走査線数が1125本であって、走査方式が順次の場合の垂直同期信号

(1) (同上)

(同上)

(2) (同上)

注 (同上)

別図第四 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差

(第6条第2項第2号、第6条第3項第2号、第6条第4項第2号及び第6条第5項第2号関係)

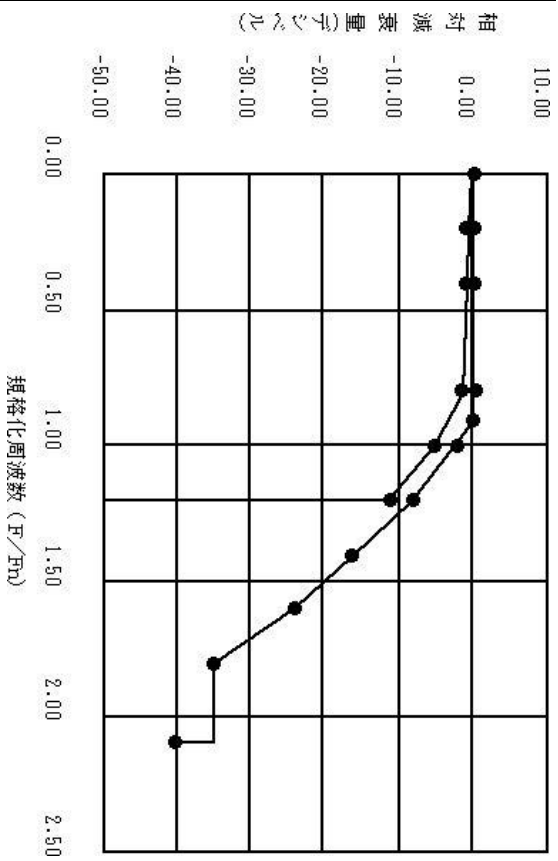
| 区別           | 許容偏差 (百万分率)       |                   |                       |                      |
|--------------|-------------------|-------------------|-----------------------|----------------------|
|              | 525本              | 750本              | 1125本                 |                      |
| 走査線数         |                   |                   |                       |                      |
| 走査方式         | 1本おき              | 順次                | 1本おき                  | 順次                   |
| 水平走査の繰返し周波数f | 15.750 / 1.001kHz | 31.500 / 1.001kHz | 45.000 / 1.001kHz     | 33.750 / 1.001kHz    |
| H            | ±3                | z ±3              | z ±10                 | ±10                  |
| 輝度信号         | 13.5MHz ±3        | 27MHz ±3          | 74.25 / 1.001MHz ±10  | 148.5 / 1.001MHz ±10 |
| 色差信号         | 6.75MHz ±3        | 13.5MHz ±3        | 37.125 / 1.001MHz ±10 | 74.25 / 1.001MHz ±10 |

別図第五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第6条第2項第4号及び第6条第3項第4号関係)

(第15条第2項第2号、第15条第3項第2号、第15条第4項第2号及び第15条第5項第2号関係)

(同上)

別図第五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第15条第2項第4号及び第15条第3項第4号関係)



注 Fは周波数を表し、Fnはナイキスト周波数を表す。

| 規格化周波数<br>(F / Fn) | 相対減衰量<br>(デシベル) | 規定の種類 |
|--------------------|-----------------|-------|
| 0.0                | +0.25           | 上限    |
| 0.0                | -0.25           | 下限    |
| 0.2                | +0.25           | 上限    |
| 0.2                | -0.40           | 下限    |
| 0.4                | +0.25           | 上限    |
| 0.4                | -0.40           | 下限    |
| 0.8                | +0.15           | 上限    |
| 0.8                | -1.10           | 下限    |
| 0.9                | -0.50           | 上限    |
| 1.0                | -2.00           | 上限    |

(同上)

注 (同上)

|      |        |    |
|------|--------|----|
| 1.0  | -4.00  | 下限 |
| 1.2  | -8.00  | 上限 |
| 1.2  | -11.00 | 下限 |
| 1.4  | -16.00 | 上限 |
| 1.6  | -24.00 | 上限 |
| 1.8  | -35.00 | 上限 |
| 2.12 | -40.00 | 上限 |

別図第六 アパーチャ補正 (第6条第2項第5号関係)

$$(\text{アパーチャ補正}) = \frac{X}{\sin X}$$

$$X = \frac{\pi F}{2F_n}$$

$$F_n = 10.548 \text{ [MHz]}$$

注  $\pi$  は円周率を、 $F$  は周波数を、 $F_n$  はナイキスト周波数を表す。

別図第七 アパーチャ補正 (第6条第3項第5号関係)

$$(\text{アパーチャ補正}) = \frac{X}{\sin X}$$

$$X = \frac{\pi F}{2F_n}$$

$$F_n = 14.430 \text{ [MHz]}$$

注  $\pi$  は円周率を、 $F$  は周波数を、 $F_n$  はナイキスト周波数を表す。

別図第六 アパーチャ補正 (第15条第2項第5号関係)

(同上)

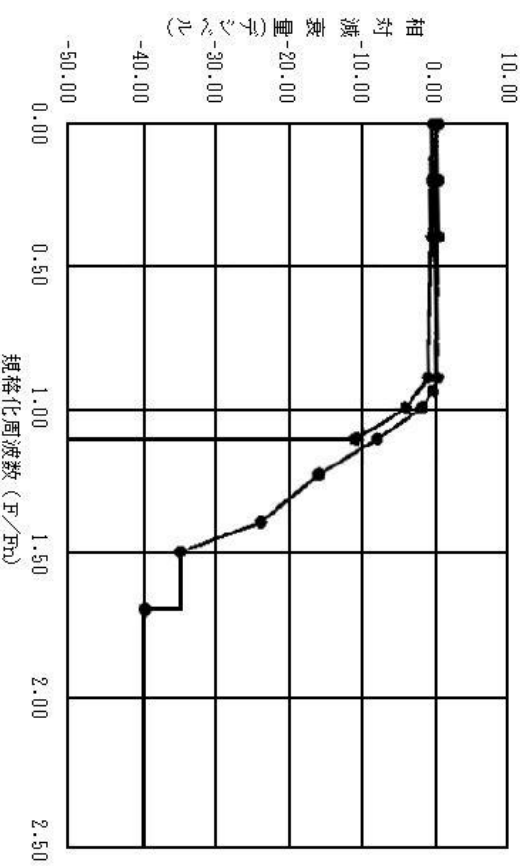
注 (同上)

別図第七 アパーチャ補正 (第15条第3項第5号関係)

(同上)

注 (同上)

別図第八 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第6条第4項第4号関係)



注 Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表す。

| 規格化周波数<br>(F/F <sub>n</sub> ) | 相対減衰量<br>(デシベル) | 規定の種類 |
|-------------------------------|-----------------|-------|
| 0.00                          | +0.25           | 上限    |
| 0.00                          | -0.25           | 下限    |
| 0.20                          | +0.25           | 上限    |
| 0.20                          | -0.40           | 下限    |
| 0.40                          | +0.25           | 上限    |
| 0.40                          | -0.40           | 下限    |
| 0.89                          | +0.15           | 上限    |

別図第五の二 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第15条第4項第4号関係)

(同上)

注 (同上)

|      |        |    |
|------|--------|----|
| 0.89 | -1.10  | 下限 |
| 0.94 | -0.50  | 上限 |
| 1.00 | -2.00  | 上限 |
| 1.00 | -4.00  | 下限 |
| 1.11 | -8.00  | 上限 |
| 1.11 | -11.00 | 下限 |
| 1.23 | -16.00 | 上限 |
| 1.40 | -24.00 | 上限 |
| 1.50 | -35.00 | 上限 |
| 1.70 | -40.00 | 上限 |

別図第九 アパーチャ補正 (第6条第4項第5号関係)

$$(\text{アパーチャ補正}) = \frac{X}{\sin X}$$

$$X = \frac{\pi F}{2Fn}$$

$$Fn = 11.652 \text{ [MHz]}$$

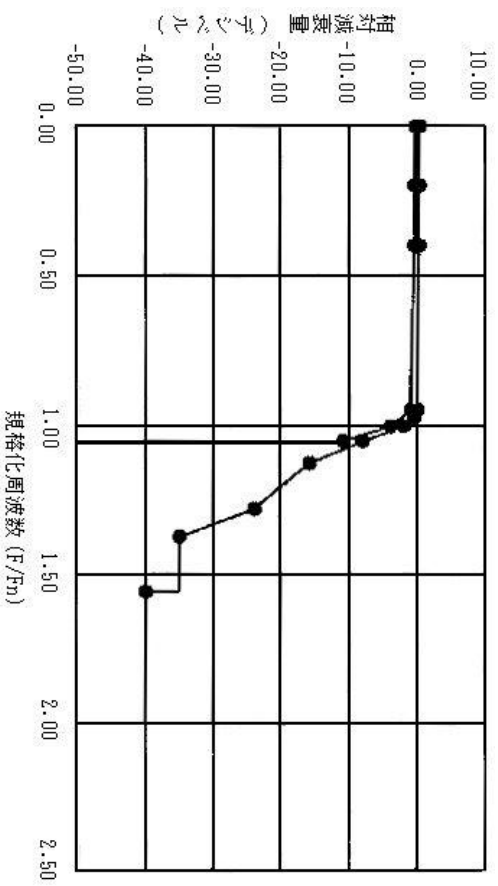
注  $\pi$  は円周率を、 $F$  は周波数を、 $Fn$  はナイキスト周波数を表す。

別図第十 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第6条第5項第4号関係)

別図第六の二 アパーチャ補正 (第15条第4項第5号関係)  
(同上)

注 (同上)

別図第五の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (第15条第5項第4号関係)



注 Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表す。

| 規格化周波数<br>(F/Fn) | 相対減衰量<br>(デシベル) | 規定の種類 |
|------------------|-----------------|-------|
| 0.0              | 0.25            | 上限    |
| 0.0              | -0.25           | 下限    |
| 0.2              | 0.25            | 上限    |
| 0.2              | -0.40           | 下限    |
| 0.4              | 0.25            | 上限    |
| 0.4              | -0.40           | 下限    |
| 0.95             | 0.15            | 上限    |
| 0.95             | -1.10           | 下限    |
| 0.97             | -0.50           | 上限    |
| 1.0              | -2.00           | 上限    |
| 1.0              | -4.00           | 下限    |

(同上)

注 (同上)



|      |        |    |
|------|--------|----|
| 1.05 | -8.00  | 上限 |
| 1.05 | -11.00 | 下限 |
| 1.38 | -35.00 | 上限 |
| 1.13 | -16.00 | 上限 |
| 1.28 | -24.00 | 上限 |
| 1.56 | -40.00 | 上限 |

別図第十一 アパーチャ補正 (第6条第5項第5号関係)

$$(\text{アパーチャ補正}) = \frac{X}{\sin X}$$

$$X = \frac{\pi F}{2Fn}$$

$$Fn = 16.29705 \text{ [MHz]}$$

注  $\pi$  は円周率を、 $F$  は周波数を、 $Fn$  はナイキスト周波数を表す。

別図第七の二 アパーチャ補正 (第15条第5項第5号関係)

(同上)

注 (同上)

【以下略】